

商務部、市場監督管理総局 『外商投資情報報告弁法』を公布

リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室

2019年12月31日、商務部、市場監督管理総局は『外商投資情報報告弁法』（令2019年第2号、以下、『本弁法』という）を公布しました。『本弁法』は2020年1月1日より施行され、商務部『外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法』（令2018年第6号）は同時に廃止されました。

【ポイント】

- 既存の外商投資企業は2025年1月1日より前に、組織形態、組織機構の調整完了が必要
- 外商投資関連の行政法規は全面的に整理中で、外商投資の実務手続に大きな変化をもたらす可能性あり

1. 政策の背景

2020年1月1日より、『中華人民共和国外商投資法』（以下、『外商投資法』という）及びその実施条例を正式に施行します。『外商投資法』は外商投資の新たな基礎的な法律となり、外商投資に対する促進及び保護を強化する同時に、外商投資の管理を規範化しました。うち、「外商投資情報報告制度」は重要な一環で、既存の外商投資審査・届出及び連合年度報告制度に取って代わるものとなりました。

従来、「外資三法」（『外資企業法』、『中外合弁経営企業法』、『中外合作経営企業法』）及び商務部『外商投資企業の設立及び変更届出管理暫定弁法』に基づき、外商投資企業は企業新設、重要事項変更等の手続を行う際に、「外商投資参入特別管理措置」（ネガティブリスト）に該当する場合、商務部による審査が必要であり、該当しない場合、商務部による届出が必要でした。また、商務、税制、税務、質量検査、統計等各監督管理部門による「外商投資企業年度投資経営情報連合報告」の要求に基づき、外商投資企業は毎年「連合年度報告」を提出しなければなりませんでした。

『外商投資法』は「外資三法」に取って代わるもので、上記外商投資関連の審査・届出及び連合年度報告が撤廃され、今後は商務部、市場監督管理総局への「投資情報報告」になります。『弁法』は「外商投資情報報告制度」を具体化したものとなります。

2. 本規定の主要内容

「投資情報報告制度」は2020年1月1日より施行します。

『弁法』は主に投資情報報告に関連する①投資主体、②報告類型、③報告情報の訂正・公示、④監督及び処罰等について明確に規定しました。

① 報告主体

外商投資情報報告の主体は**外国投資者**もしくは**外商投資企業**で、具体的に以下の主体が含まれます。

【図表1】報告主体

1. 外国投資者が中国国内で設立した外商投資企業、持分買収した元非外商投資企業（銀行、証券、保険等の金融分野を含む）
2. 非企業の形式の外商投資者（中国国内で生産経営活動に従事する外国企業、外国企業が中国国内で設立した生産経営活動に従事する常駐代表機構等を含む）

3. 外国投資家が設立した投資性公司、創業投資企業及び投資を主要業務とするパートナー企業が国内で投資設立した企業
4. 香港・マカオ・台湾及び国外に定住する中国公民による上記投資

※外商投資企業が中国国内投資（多重投資を含む）で設立した企業は、市場監督管理部門に登記届出を行い、年度報告の情報を報告した後に、関連情報は市場監督管理部門より商務主管部門に送付し、企業が別途報告する必要はない。

② 報告類型

「投資情報報告」の報告類型には初回報告、変更報告、年度報告、抹消報告等が含まれます。うち、初回報告、変更報告は企業登記システムを通じて報告し、年度報告は国家企業信用情報公示システムを通じて報告します。関連要求は以下の通り：

【図表2】各報告類型及び関連要求

報告類型		報告時期	報告システム及び内容	
			システム	内容
能動	初回報告	外国投資者が中国国内で外商投資企業を設立時、又は元非外商投資企業の持分を買収時	企業登記システム	企業基本情報、投資者及び実質支配者情報、投資取引情報等
	変更報告※	外商投資企業の初回報告の情報に変更発生時		企業基本情報、投資者及び実質支配者情報、投資取引情報等の変更状況
	年度報告	毎年1月1日-6月30日 注：当該年に設立した外商投資企業は、翌年より報告	国家企業信用情報公示システム	企業基本情報、投資者及び実質支配者情報、投資取引情報、企業経営情報、資産負債等
受動	抹消報告	外商投資企業が抹消時、内資企業への転換時	市場監督管理部門より商務主管部門に送付し、外商投資企業は別途報告する必要なし	

※変更報告の具体的な要求は以下の通り：

1. 市場監督管理部門で変更登記を行う事項	企業の登記（届出）を行う際に提出
2. 変更登記の必要がない事項 ※変更登記の必要がない事項は、外商投資企業の実質支配者の変更、輸入設備減税免税情報の変更、住所は変更しないが所在特別経済区域が変更、外商投資の株式会社の発起人以外の株主の基本情報の変更等	変更事項発生後の20営業日以内に提出
3. 外商投資の上場企業及び全国中小企業持分譲渡制度に上場する企業	外国投資者の持分比率が5%以上変更された場合もしくは外国投資者の絶対支配、相対支配の地位に変化が発生する場合にのみ、投資者及びその持分の変更情報を報告

③ 報告情報の訂正及び公示

【図表3】 報告情報の訂正及び公示		
情報訂正	外国投資者もしくは外商投資企業が自身に関連投資情報の未報告、誤報告、報告漏れの存在を発見した場合	遅滞なく補足報告もしくは訂正
	商務主管部門が外国投資者もしくは外商投資企業の未報告、誤報告、報告漏れの存在を発見した場合	外国投資者もしくは外商投資企業に通知し、20営業日以内に補足報告もしくは訂正させる
情報公示	『企業情報公示暫定条例』に基づき、社会に公示するもしくは公示について外国投資者・外商投資企業よりが同意する場合、国家企業信用情報公示システム及び外商投資情報報告システムを通じて社会に公示	
※訂正が公示事項に係る場合、訂正前後の情報を同時に公示しなければならない。		

④ 監督及び処罰

【図表4】 ① 監督及び処罰		
監督	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 商務主管部門は、関連部門と連携し、抜取検査、摘発による検査、関連部門もしくは司法機構の勧告並びにその反映に基づく検査、及び職権による検査等の方式を採用し、監督・検査を実施することができる ▶ 商務主管部門は法に基づき、被検査人が提供する関連資料を検査し、もしくは被検査人に関連資料の提供を要求することができ、被検査人は検査に協力し、事実通りに提供しなければならない。 	
処罰	罰金	▶ 外国投資者もしくは外商投資企業が 規定通り投資情報を報告せず 、かつ商務主管部門が通知した後も補足報告もしくは訂正をしない場合、商務主管部門は当該外国投資者もしくは外商投資企業に 20営業日以内に訂正 することを命令する。期限が過ぎても訂正しない場合、 10万元以上50万元以下 の罰金を科す
	公示	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 商務主管部門は、監督検査において把握した外国投資者もしくは外商投資企業が法に従い情報報告の義務を履行しない関連状況は、外商投資情報報告システムに記入 ▶ 外国投資者、外商投資企業は情報報告の義務に違反し、商務主管部門の行政処罰を受けた場合、商務主管部門は関連情報を外商投資情報方向システムの公示プラットフォームにおいて公示し、国家関連規定に基づき信用情報システムに記入 <p>※外国投資者もしくは外商投資企業は違法行為を改善し、関連義務履行後の1年以内に情報報告義務に違反する行為が発生していない場合、商務主管部門に外商投資情報報告システムの公示プラットフォームにおける関連情報の記録削除を申請することができる。審査を経て確実である場合、削除を行う。</p>

3. 企業への影響

外商投資情報報告制度は『外商投資法』の要求に基づき構築した新制度で、外商投資について登録する必要のある情報に対して簡素化、統合及び改善し、外商投資の初回報告、変更報告、抹消報告を市場監督管理部門の設立、変更、抹消登記と同時に展開し、年度報告を市場監督管理部門の年度報告の時期、チャンネルと統一し、外商投資の事務負担を大幅に軽減させました。「外商投資情報報告制度」の順調な実施を保障するために、商務部、市場監督管理総局は『外商投資情報報告の関連事項についての公告』（商務部公告2019年第62号）及び『年度報告「複数報告の一体化」改革関連業務を適切に実行する通知』（国市監信[2019]238号）等の関連通達も公布しました。

今後、外商投資は「外商投資ネガティブリスト」に関連する場合、商務部の批准を経る必要もなく、「外商投資ネガティブリスト」に関連しない場合、商務部へ届出する必要もありません。外商投資企業は、市場監督管理部門で登記またはその他手続を行う際に、投資情報のみの報告で済みます。投資情報報告は関連手続の前提条件ではありません。

2020年は外商投資情報報告制度実施の初年度で、関連手続を十分理解していない外資企業が多く、報告過程においても不明点が多いと思われます。これに対し、各地の商務主管部門は企業登記システム及び国家企業信用情報公示システムにおいて連絡人及び連絡方式を公布し、外国投資者及び外商投資企業のために報告に関する具体的な指導を行います。

引続き、関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>商务部、国家市场监督管理总局 令二〇一九年第2号 外商投资信息报告办法</p> <p>《外商投资信息报告办法》已经2019年12月19日商务部第20次部务会议审议通过，并经国家市场监督管理总局同意，现予公布，自2020年1月1日起施行。</p> <p>部 长 钟 山 局 长 肖亚庆 2019年12月30日</p> <p>外商投资信息报告办法</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为进一步扩大对外开放，提升外商投资促进、保护和管理水平，完善外商投资政策措施，改善营商环境，根据《中华人民共和国外商投资法》及《中华人民共和国外商投资法实施条例》，制定本办法。</p> <p>第二条 外国投资者直接或者间接在中国境内进行投资活动，应由外国投资者或者外商投资企业根据本办法向商务主管部门报送投资信息。</p> <p>第三条 商务部负责统筹和指导全国范围内外商投资信息报告工作。 县级以上地方人民政府商务主管部门以及自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构负责本区域内外商投资信息报告工作。</p> <p>第四条 外国投资者或者外商投资企业应当通过企业登记系统以及国家企业信用信息公示系统向商务主管部门报送投资信息。 市场监管部门应当及时将外国投资者、外商投资企业报送的上述投资信息推送至商务主管部门。 商务部建立外商投资信息报告系统，及时接收、处理市场监管部门推送的投资信息以及部门</p>	<p>商務部、市場監督管理總局 令2019年第2号 外商投資情報報告弁法</p> <p>『外商投資情報公告弁法』は、2019年12月19日の商務部第20回の部會議を経て可決され、国家市場監督管理總局の同意を得て、ここに公布し、2020年1月1日より施行する。</p> <p>部 長 鐘 山 局 長 肖 亞 慶 2019年12月30日</p> <p>外商投資情報報告弁法</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 對外開放をさらに進め、外商投資の促進、保護及び管理水準を高め、外商投資政策措置を最適化し、ビジネス環境を改善するために、『中華人民共和國外商投資法』及び『中華人民共和國外商投資法實施條例』に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 外國投資者は、直接もしくは間接に中国国内で投資活動を行う場合、外國投資者もしくは外商投資企業は本弁法に基づき商務主管部門に、投資情報を報告しなければならない。</p> <p>第三条 商務部は、全国範圍の外商投資情報報告の業務を総括・指導を担当する。 県級以上の地方人民政府の商務主管部門及び自由貿易試験区、國家級經濟技術開發区の関連機構は、当該地区内の外商投資情報報告業務を担当する。</p> <p>第四条 外國投資者もしくは外商投資企業は、企業登記システム及び國家企業信用情報公示システムを通じて、商務主管部門に投資情報を報告する。 市場監督管理部門は、外國投資者、外商投資企業が報告した上記投資情報を、遅滞なく商務主管部門に送信しなければならない。 商務部は、外商投資情報報告システムを構築し、市場監督管理部門が送信する投資情報及び部門共有</p>

共享信息等。

第五条 市场监管总局统筹指导全国企业登记系统、国家企业信用信息公示系统建设，保障外商投资信息报告的实施。

第六条 各级商务主管部门和市场监管部门应当做好工作衔接。商务主管部门应当为外国投资者和外商投资企业报送投资信息提供专门指导。

第七条 外国投资者或者外商投资企业应当及时报送投资信息，遵循真实、准确、完整原则，不得进行虚假或误导性报告，不得有重大遗漏。

第二章 报告主体、内容与方式

第八条 外国投资者或者外商投资企业应当按照本办法规定通过提交初始报告、变更报告、注销报告、年度报告等方式报送投资信息。

第九条 外国投资者在中国境内设立外商投资企业，应于办理外商投资企业设立登记时通过企业登记系统提交初始报告。

外国投资者股权并购境内非外商投资企业，应在办理被并购企业变更登记时通过企业登记系统提交初始报告。

第十条 外国投资者提交初始报告，应当报送企业基本信息、投资者及其实际控制人信息、投资交易信息等信息。

第十一条 初始报告的信息发生变更，涉及企业变更登记（备案）的，外商投资企业应于办理企业变更登记（备案）时通过企业登记系统提交变更报告。

不涉及企业变更登记（备案）的，外商投资企业应于变更事项发生后20个工作日内通过企

情 報 等 を 遅 滞 な く 引 受 ・ 処 理 し な け れ ば な ら ぬ 。

第五条 市場監督管理総局は、全国企業登記システム、国家企業信用情報公示システムの構築を統括して指導し、外商投資情報報告の実施を保障する。

第六条 各級商務主管部門及び市場監督管理部門は、業務を適切に連携しなければならない。商務主管部門は、外国投資者及び外商投資企業のために、投資情報報告について専門的な指導を提供しなければならない。

第七条 外国投資者もしくは外商投資企業は、遅滞なく投資情報の報告を行わなければならない。真実・正確・完全の原則に基づき、虚偽もしくは誤解を招く可能性のある報告をしてならず、重大な漏洩を発生させてはならない。

第二章 報告主体、内容及び方式

第八条 外国投資者もしくは外商投資企業は、本弁法の規定に基づき、初回報告、変更報告、抹消登録、年度報告等を提出する形で投資情報を報告しなければならない。

第九条 外国投資者が中国国内で外商投資企業を設立する場合、外商投資企業を設立・登記を行う際に企業登記システムを通じて初回報告を提出しなければならない。

外国投資者が国内非外商投資企業の持分を買収する場合、被買収企業の変更登記を行う際に企業登記システムを通じて初回報告を提出しなければならない。

第十条 外国投資者が初回報告を提出する場合、企業の基本情報、投資者及び実質支配者情報、投資取引情報等の情報を報告しなければならない。

第十一条 初回報告の情報に変更が発生し、企業の変更登記（届出）を伴う場合、外商投資企業は、企業の変更登記（届出）を行う際に企業登記システムを通じて変更報告を提出しなければならない。

企業変更登記（届出）を伴わない場合、外商投資企業は、変更事項発生後の20営業日以内に企業登

业登记系统提交变更报告。企业根据章程对变更事项作出决议的，以作出决议的时间为变更事项的发生时间；法律法规对变更事项的生效条件另有要求的，以满足相应要求的时间为变更事项的发生时间。

外商投资的上市公司及在全国中小企业股份转让系统挂牌的公司，可仅在外国投资者持股比例变化累计超过5%或者引起外方控股、相对控股地位发生变化时，报告投资者及其所持股份变更信息。

第十二条 外商投资企业提交变更报告，应当报送企业基本信息、投资者及其实际控制人信息、投资交易信息等信息的变更情况。

第十三条 外商投资企业注销或者转为内资企业的，在办理企业注销登记或者企业变更登记后视同已提交注销报告，相关信息由市场监管部门推送至商务主管部门，外商投资企业无需另行报送。

第十四条 外商投资企业应于每年1月1日至6月30日通过国家企业信用信息公示系统提交上一年度的年度报告。

当年设立的外商投资企业，自下一年起报送年度报告。

第十五条 外商投资企业提交年度报告，应当报送企业基本信息、投资者及其实际控制人信息、企业经营和资产负债等信息，涉及外商投资准入特别管理措施的，还应当报送获得相关行业许可信息。

第十六条 初始报告、变更报告和年度报告等的具体内容，按照确有必要原则，结合外商投资实际情况和企业登记注册、企业信息公示的有关规定确定，由商务部以公告形式对外发布。

第三章 信息共享、公示与更正

記システムを通じて変更報告を提出しなければならない。企業は定款に基づいて変更事項を決議した場合、決議した時間を変更事項の発生時刻とする。法律規定により変更実行の効力発生時間に別途要求がある場合、相応の要求を充足する時間を変更事項の発生時刻とする。

外商投資の上場企業及び全国中小企業持分譲渡制度に上場する企業は、外国投資者の持分比率が5%以上変更された場合もしくは外国投資者の絶対支配、相対支配の地位に変化が発生する場合にのみ、投資者及びその持分の変更情報を報告することができる。

第十二条 外商投資企業が変更報告を提出する場合、企業の基本情報、投資者及び実質支配者情報、投資取引情報等情報の変更状況を報告しなければならない。

第十三条 外商投資企業が抹消もしくは内資企業に転換する場合、企業抹消登記もしくは企業変更登記後に抹消報告提出したものと見なし、関連情報は市場監督管理部門から商務主管部門に送付され、外商投資企業が別途報告する必要がない。

第十四条 外商投資企業は、毎年1月1日から6月30日まで、国家企業信用情報公示システムを通じて、前年度の年度報告を提出しなければならない。

当該年に設立した外商投資企業は、翌年より年度報告を送付する。

第十五条 外商投資企業は、年度報告を提出する際に、企業の基本情報、投資者及びその実質支配者情報、企業経営及び資産負債等の情報を報告しなければならない。外商投資参入特別管理措置に関連する場合、関連業界の許可情報も報告しなければならない。

第十六条 初回報告、変更報告及び年度報告の具体的な内容は、必要性原則に基づき、外商投資の実態及び企業の登記登録、企業情報公示の関連規定に応じて確定し、商務部より公告の形で对外公布する。

第三章 情報共有、公示及び変更

第十七条 商务主管部门与有关部门应当根据信息报告工作需要建立外商投资信息共享机制。

除法律、行政法规另有规定外，有关部门在履行职责过程中获取的外商投资信息，应当及时与商务主管部门共享。

第十八条 外国投资者或者外商投资企业报送的投资信息，根据《企业信息公示暂行条例》应当向社会公示或者外国投资者、外商投资企业同意公示的，将通过国家企业信用信息公示系统及外商投资信息报告系统向社会公示。

第十九条 外国投资者或者外商投资企业发现其存在未报、错报、漏报有关投资信息的，应当及时进行补报或更正。外商投资企业对《企业信息公示暂行条例》第九条所列年度报告公示信息的补报或者更正应当符合该条例有关规定。

商务主管部门发现外国投资者或者外商投资企业存在未报、错报、漏报的，应当通知外国投资者或者外商投资企业于20个工作日内进行补报或更正。

更正涉及公示事项的，更正前后的信息应当同时公示。

第四章 监督管理

第二十条 商务主管部门对外国投资者、外商投资企业遵守本办法情况实施监督检查。

商务主管部门可联合有关部门，采取抽查、根据举报进行检查、根据有关部门或司法机关的建议和反映的情况进行检查，以及依职权启动检查等方式开展监督检查。

第二十一条 商务主管部门采取抽查方式对外国投资者、外商投资企业履行信息报告义务的情况实施监督检查，应当随机抽取检查对象、随

第十七条 商務主管部門及び関連部門は、情報報告業務の需要に基づき外商投資情報共有メカニズムを構築しなければならない。

法律、行政法規に別途規定がある場合を除き、関連部門が職責を履行する過程において取得した外商投資情報は、遅滞なく商務主管部門と共有しなければならない。

第十八条 外国投資者もしくは外商投資企業が報告した投資情報は、『企業情報公示暫定条例』に基づき、社会に公示するもしくは公示について外国投資者・外商投資企業が同意する場合、国家企業信用情報公示システム及び外商投資情報報告システムを通じて社会に公示する。

第十九条 外国投資者もしくは外商投資企業が自身に関連投資情報の未報告、誤報告、報告漏れの存在を発見した場合、遅滞なく補足報告もしくは訂正をしなければならない。外商投資企業は、『企業情報公示暫定条例』第九条に規定する年度報告の公示情報の補足報告もしくは訂正において、当該条例の関連規定に適合しなければならない。

商務主管部門が外国投資者もしくは外商投資企業の未報告、誤報告、報告漏れの存在を発見した場合、外国投資者もしくは外商投資企業に通知し、20営業日以内に補足報告もしくは訂正させるべきである。

訂正が公示事項に係る場合、訂正前後の情報を同時に公示しなければならない。

第四章 監督管理

第二十条 商務主管部門は、外国投資者もしくは外商投資企業の本弁法の遵守状況に対して監督・検査を実施する。

商務主管部門は、関連部門と連携し、抜取検査、摘発による検査、関連部門もしくは司法機構の勧告並びにその反映に基づく検査、及び職権による検査等の方式を採用し、監督・検査を実施することができる。

第二十一条 商務主管部門は、抜取検査方式を採用し、外国投資者、外商投資企業の情報報告義務の履行状況に対して監督検査をする場合、抜取検査対

机选派执法检查人员, 抽查事项及查处结果及时通过外商投资信息报告系统公示平台予以公示。

公民、法人或其他组织发现外国投资者或者外商投资企业存在违反本办法的行为的, 可向商务主管部门举报。举报采取书面形式, 有明确的被举报人, 并提供相关事实和证据的, 商务主管部门接到举报后应当依法及时处理。

其他有关部门或司法机关在履行职责的过程中, 发现外国投资者或者外商投资企业有违反本办法的行为的, 可向商务主管部门提出监督检查的建议, 商务主管部门接到相关建议后应当依法及时处理。

对于未按本办法的规定进行报告, 或曾有报告不实、对监督检查不予配合、拒不履行商务主管部门作出的行政处罚决定记录的外国投资者或者外商投资企业, 商务主管部门可依职权对其启动检查。

第二十二条 商务主管部门可采取实地核查、书面检查等方式进行监督检查, 可根据需要从其他部门获取信息用于核实外国投资者或者外商投资企业报送的投资信息是否真实、准确、完整、及时。商务主管部门可依法查阅或者要求被检查人提供有关材料, 被检查人应当配合检查, 如实提供。

第二十三条 商务主管部门实施监督检查不得妨碍被检查人正常的生产经营活动, 不得接受被检查人提供的财物或者服务, 不得谋取其他非法利益。

第二十四条 商务主管部门、市场监管部门应当依法保护履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的商业秘密。

象をランダムに抽出し、法執行機関の検査人員をランダムに選任しなければならず、抜取検査した事項及び検査結果を遅滞なく外商投資情報報告システムの公示プラットフォームを通じて公示しなければならない。

公民、法人、もしくはその他の組織は、外国投資者もしくは外商投資企業が本弁法に違反する行為の存在を発見した場合、商務主管部門に通報することができる。通報は書面形式を採用する。通報対象が明確で、関連事実及び証拠を提供する場合、商務主管部門は通報を受けた後に法に従い遅滞なく処理しなければならない。

その他の関連部門もしくは司法機関は、職務履行の過程において、外国投資者もしくは外商投資企業の本弁法に違反する行為の存在を発見した場合、商務主管部門に監督検査の提言を行うことができる。商務主管部門は、関連提言を受けた後、法に従い遅滞なく処理しなければならない。

本弁法の規定に基づく報告を行っていない、もしくは報告が不確実で、監督検査に対して協力しない、商務主管部門が下した行政処罰の決定記録の履行に拒絶する外国投資者もしくは外商投資企業に対して、商務主管部門は職権に基づき検査を起動することができる。

第二十二条 商務主管部門は、実地検査、書面検査等の方式を採用し、監督検査を行い、需要に基づき、その他部門から、外国投資者もしくは外商投資企業が報告した投資情報が真実、正確、完全、遅滞ないことの確認に用いる情報を取得することができる。商務主管部門は法に基づき、被検査人が提供する関連資料を検査し、もしくは被検査人に関連資料の提供を要求することができ、被検査人は検査に協力し、事実通りに提供しなければならない。

第二十三条 商務主管部門による監督検査の実施は、被検査人の正常な生産経営活動を妨害してはならず、被検査人が提供する財貨もしくはサービスを受け取ってはならず、その他の違法利益を要求してはならない。

第二十四条 商務主管部門、市場監督管理部門は職務履行の過程において把握した外国投資者、外商投資企業の商業秘密を法に基づき保護しなければならない。

第五章 法律责任

第二十五条 外国投资者或者外商投资企业未按照本办法要求报送投资信息，且在商务主管部门通知后未按照本办法第十九条予以补报或更正的，由商务主管部门责令其于20个工作日内改正；逾期不改正的，处十万元以上三十万元以下罚款；逾期不改正且存在以下情形的，处三十万元以上五十万元以下罚款：

(一) 外国投资者或者外商投资企业故意逃避履行信息报告义务，或在进行信息报告时隐瞒真实情况、提供误导性或虚假信息；

(二) 外国投资者或者外商投资企业就所属行业、是否涉及外商投资准入特别管理措施、企业投资者及其实际控制人等重要信息报送错误；

(三) 外国投资者或者外商投资企业未按照本办法要求报送投资信息，并因此受到行政处罚的，两年内再次违反本办法有关要求；

(四) 商务主管部门认定的其他严重情形。

第二十六条 商务主管部门在监督检查中掌握的外国投资者、外商投资企业未依法履行信息报告义务的有关情况，应当记入外商投资信息报告系统，并按照国家关于信用体系建设的有关规定完善信用监管。

外国投资者、外商投资企业因违反信息报告义务受到商务主管部门行政处罚的，商务主管部门可将相关情况在外商投资信息报告系统公示平台上予以公示，并按照国家有关规定纳入信用信息系统。

商务主管部门可与市场监管、外汇、海关、税务等有关部门共享外国投资者、外商投资企业履行信息报告义务以及受到相应行政处罚的有

らない。

第五章 法律责任

第二十五条 外国投資者もしくは外商投資企業が本弁法に基づき投資情報を報告せず、かつ商務主管部門が通知した後も、本弁法第十九条に基づき補足報告もしくは訂正をしない場合、商務主管部門は当該外国投資者もしくは外商投資企業に20営業日以内に訂正することを命令する。期限が過ぎても訂正しない場合、10万元以上30万元以下の罰金を科す。期限を過ぎて訂正しない、かつ以下の状況に該当する場合、35元以上50万元以下の罰金を科す。

(一) 外国投資者もしくは外商投資企業が故意に情報報告義務の履行を忌避、もしくは情報報告を行う際に真実の状況を隠ぺいし、誤解を招くもしくは虚偽の情報を提供。

(二) 外国投資者もしくは外商投資企業が所属する業界、外商投資参入特別管理措置に関連するか否か、企業投資者及びその実質支配者等の重要情報の誤報告。

(三) 外国投資者もしくは外商投資企業が、本弁法の要求に基づき投資情報の報告により行政处罚を受け、二年以内に再度本弁法の関連要求に違反。

(四) 商務主管部門が認定したその他の重大な状況。

第二十六条 商務主管部門は、監督検査において把握した外国投資者もしくは外商投資企業が法に従い情報報告の義務を履行しない関連状況を外商投資情報報告システムに記入し、国の信用システム建設の関連規定に基づき信用監督管理を改善しなければならない。

外国投資者、外商投資企業は情報報告の義務に違反し、商務主管部門の行政处罚を受けた場合、商務主管部門は関連情報を外商投資情報報告システムの公示プラットフォームにおいて公示し、国家関連規定に基づき信用信息システムに納入することができる。

商務主管部門は、市場監督管理、外貨、税関、税務等の関連部門と外国投資者、外商投資企業の情報報告の義務及び受けた相応する行政处罚の関連状

关情况。

第二十七条 外国投资者或者外商投资企业认为外商投资信息报告系统公示平台上有关信息记录不完整或者有错误的,可提供相关证明材料并向商务主管部门申请修正。经核查属实的,予以修正。

外国投资者或者外商投资企业改正违法行为、履行相关义务后1年内未再发生违反信息报告义务行为的,可向商务主管部门申请移除外商投资信息报告系统公示平台上有关信息记录。经核查属实的,予以移除。

第六章 附则

第二十八条 外商投资企业在中国境内投资(含多层次投资)设立企业的,在向市场监管部门办理登记备案、报送年报信息后,相关信息由市场监管部门推送至商务主管部门,上述企业无需另行报送。

第二十九条 外商投资举办的投资性公司、创业投资企业和以投资为主要业务的合伙企业在境内投资设立企业的,应当参照本办法第二章的规定报送投资信息。

第三十条 非企业形式的外商投资,应由外国投资者参照本办法第二章的规定报送投资信息,但通过部门信息共享可以获得相关信息的除外。

第三十一条 法律、行政法规规定企业设立、变更、注销登记前须行业主管部门许可的,外国投资者或者外商投资企业应当在申请登记注册时向市场监管部门提交有关批准文件。

第三十二条 外国投资者在中国境内投资银行业、证券业、保险业等金融行业,适用本办法。

第三十三条 香港特别行政区、澳门特别行

況を共有することができる。

第二十七条 外国投資者もしくは外商投資企業は、外商投資情報報告システムの公示プラットフォーム上の関連情報の記録が不完全もしくは誤りがあると認め、関連証明資料を提供した上で、商務主管部門に向けて修正を申請することができる。審査を経て確実である場合、修正を行う。

外国投資者もしくは外商投資企業は違法行為を改正し、関連義務履行後の1年以内に情報報告義務に違反する行為が発生していない場合、商務主管部門に外商投資情報報告システムの公示プラットフォームにおける関連情報の記録削除を申請することができる。審査を経て確実である場合、削除を行う。

第六章 附則

第二十八条 外商投資企業が中国国内投資(多重投資を含む)で企業を設立する場合、市場監督管理部門に登記届出を行い、年度情報を報告した後に、関連情報を市場監督管理部門が商務主管部門に送付し、上記企業は別途報告する必要がない。

第二十九条 外商投資の投資性公司、ベンチャー投資企業及び投資を主要業務とするパートナー企業が国内で企業を設立する場合、本弁法第二章の規定に基づき投資情報を報告しなければならない。

第三十条 非企業の形式の外商投資は、外国投資者より本弁法第二章の規定に参照して投資情報を報告しなければならないが、部門間情報共有で関連情報を取得することができる場合は除く。

第三十一条 法律、行政法規が規定する企業設立、変更、抹消登記前に業界主管部門の許可が必要な場合、外国投資者もしくは外商投資企業は、登記登録を申請する際に市場監督管理部門に関連批准書類を提出しなければならない。

第三十二条 外国投資者が中国国内で銀行業、証券業、保険業等の金融業に投資する場合、本弁法に適用する。

第三十三条 香港特别行政区、マカオ特别行政区、台湾地区投資者及び国外に定住する中国公民の投資

<p>政区、台湾地区投资者以及定居在国外的中国公民的投资，参照本办法报送投资信息。</p> <p>第三十四条 本办法由商务部、市场监管总局负责解释。</p> <p>第三十五条 本办法自2020年1月1日起实施。《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》同时废止。</p>	<p>は、本弁法に参照して投資情報を報告する。</p> <p>第三十四条 本弁法は、商務部、市場監督管理総局が解釈の責任を負う。</p> <p>第三十五条 本弁法は、2020年1月1日より実施する。『外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法』は同時に廃止する。</p>
---	--

【日本語参考訳：MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFGバンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFGバンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部 中国ビジネスソリューション室

(商号) MUFGバンク（中国）有限公司

(住所) 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦22楼

(登録番号) 中国銀行業監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001